

令和8年1月5日

電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けたATM取引制限について

長野県JAバンク（県下JAおよび長野県信連）では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、平成30年4月より、一部のお客さまを対象にATMにおけるお取引（出金、振込、振替）の制限を実施させていただいております。

昨今、全国的に電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、犯罪グループが公的機関等を騙り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、ATMからお金を引き出す被害が発生するなど手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回新たに対象となるお客様につきましては、ご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 取引制限概要

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATMによる1日あたり のご利用限度額)
70歳以上	① <u>過去2年間^{※1}ATMで1日あたり30万円以上の出金（振替、振込を含む）をしていない口座</u>	<u>出金（振込、振替を含む）限度額 30万円</u>
	② <u>過去2年間^{※1}ATMでキャッシュカードを利用した振込をしていない口座</u>	<u>ATM振込限度額 0円</u>

※1 該当期間；令和5年12月1日～令和7年11月30日

2. 利用制限開始日

令和8年2月19日（木）

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のあるJA店舗窓口までお申し出ください。